

農地利用最適化推進委員を追加募集します

農地利用最適化推進委員 1 名の欠員に伴い次のとおり募集します。

【農地利用最適化推進委員の募集】

農地利用最適化推進委員

主な職務内容（基本的に農業委員と同様の職務内容になります。）

1. 遊休農地の発生防止・解消に向けたパトロールや、農地所有者への働きかけ。
2. 担い手の農地集積を推進するため、農地の貸し手や借り手の掘り起こし活動。
3. 推進委員として農業委員の会議への意見提出など。

募集人数

ブロック名	区域	募集委員数
第 1 ブロック	山王原・仲町・東原・稗田・東植木・西植木・上新・下新・今市・花見原・中原	1 人

対象者

農地などの利用の最適化の推進に熱意と知識がある方で、担当する地区内で、農地などの利用の最適化の推進のための活動、その他の農業委員会が実施する事項に関し、その職務を適切に行うことができる人。また、上記第 1 ブロック内に居住、若しくは主たる農業経営の基盤が第 1 ブロック内にある人。

任期

平成 30 年 3 月 1 日～平成 32 年 7 月 19 日

応募資格

次のいずれかに該当する人は応募できません。

1. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人
2. 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
3. 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当しない人

報酬

「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づく金額

選任の方法

応募者を選考委員会で選考のうえ、農業委員会が委嘱します。

受付期間

平成30年1月10日（水）から2月9日（金）期間厳守

午前9時～午後4時（平日のみ）

※応募状況は、受付期間の中間と終了後に町公式サイトで公表します。

提出方法

農業振興課 農業委員会係（役場3階）へ応募者本人がお持ちください。

- ・記載内容は、本人に確認させていただきます。
- ・提出された関係書類は返却できません。

応募用紙

農業振興課 農業委員会係（役場3階）で上記受付期間に配布します。

その他

- ・必要に応じて追加の提出書類を求める場合があります。
- ・申込書に記載された内容の確認のため、必要に応じて本人または関係機関に対して照会を行うことがあります。

【問合せ先】

農業振興課 農業委員会係 電話 52-9087（直通）